

## 1 北海道社会教育主事会協議会

### (1) 沿革

昭和 26 年の社会教育法及び教育公務員特例法の改正により社会教育主事が本格的に法制化されて北海道教育委員会への社会教育主事の配置が進むとともに、昭和 34 年の社会教育法の改正により市町村教育委員会への社会教育主事の必置が規定されて道内各市町村への社会教育主事の配置も進んだ。その過程で、各教育局管内によっては任意団体としての社会教育主事会（以下、「管内主事会」）が発足するに至った。北海道社会教育主事会協議会（以下、「道主事会」）は、そのような管内主事会及び昭和 35 年に発足した北海道教育委員会社会教育主事会（以下、「道教委主事会」）で構成される全道規模の任意団体として昭和 39 年に発足したものである。その後、管内主事会の設置は更に進み、現在では道内全 14 教育局管内全てに管内主事会が設置されている。道主事会の会員は各管内主事会の会員で構成されているが、管内主事会の中には会員を必ずしも現職の社会教育主事に限定していない会もあり、管内主事会の会員が全員そのまま道主事会の会員というわけではない。

道主事会は、「加入団体及びその所属会員相互の情報交換及び研究活動などにより社会教育主事の生活向上と資質を高めるとともに、社会教育における専門的な助言と指導技術の充実を図り、本道における社会教育の向上と発展に寄与する」（「北海道社会教育主事会協議会規約」第 2 条）ことを目的としており、特に会員の資質向上の機会を充実させることに力を注（そそ）いできた。北海道教育委員会及び北海道立生涯学習推進センターの役割を含めた全道規模での研修体制の見直しを経て、平成 18 年度からは、

- ① 北海道教育委員会が主催する「全道社会教育主事等研修会」（毎年 5 月下旬～6 月上旬に札幌市内で 1 泊 2 日の日程で開催）への後援
  - ② 道内 4 ブロック（道南・道央・道東・道北）それぞれに所属する管内主事会が主催するブロック別研修会（毎年 9 月に各ブロック内で 1 泊 2 日で開催）への助成
  - ③ 「地域生涯学習活動実践交流セミナー」（毎年 2 月に札幌市内で 1 泊 2 日の日程で開催）の北海道立生涯学習推進センターとの共催
- という役割を担っている。

### (2) 運営の実際

#### ① 会員・会則・会費

会員…398 名（平成 24 年度総会開催時点）

会則…北海道社会教育主事会協議会規約

会費…会員 1 名につき年 1,200 円

#### ② 主な組織構成

役員… 会長 1 名、副会長 3 名、監事 3 名、事務局長 1 名で、任期は全て 2 年。

なお、会長は原則 4 ブロックの持ち回りで選出され、事務局長は会長が同じブロックから指名する。副会長と監事は、会長・事務局長が所属するブロック以外の 3 ブロックから 1 名ずつ選出する。

会議… 総会，役員会，会長・事務局長会議が毎年度開催される。

総会は，役員及び管内主事会（道教委主事会を含む）代表者2名ずつで構成され，全道社会教育主事等研修会の前日に同じ会場で年1回開催される。

役員会は，年3回，うち第1回は総会と同日に，第3回は地域生涯学習活動実践交流セミナーの前日にそれぞれ同じ会場で開催される。

会長・事務局長会議は，役員及び管内主事会（道教委主事会を含む）の会長・事務局長で構成され，役員会と同日に同じ会場で年1回開催される。

### （3）活動の実際

#### ① 地域生涯学習活動実践交流セミナー（以下、「実践事例研」）

先に開催される全道社会教育主事等研修会（以下、「全道研」）及びブロック別研修会（以下、「ブロック研」）をふまえ，北海道における生涯学習活動の一層の推進を図るために「実践事例や成果の交流を通して，推進上の課題とその解決のための具体的な方策について研修を深める」ことを目的として開催される。北海道では，北海道立生涯学習推進センターの調査研究を基に北海道教育委員会が提案し道主事会との協議を経て設定される毎年度の研究テーマがあり，実践事例研はその研究テーマに基づく毎年度の研修サイクルの総括をする機会に位置付けられている。平成24年度の研究テーマは，平成23年度からの継続で「「新しい公共」の担い手を育む社会教育行政の在り方～生涯学習に関する事業の連携・ネットワーク化について～」である。

平成24年度の実践事例研は，計223名が参加し，

ア 各ブロックの担当者によるブロック研報告，北海道立生涯学習推進センター職員による同センター調査研究報告

イ 各管内主事会の代表者1名による事例発表

ウ 7会場に分かれてのワークショップ及び全体会

エ 特別講演

という内容で実施された。

アでは，単なる報告にとどまらずほかのブロック研の内容を受けた意見交流がなされた。また，ウでは，従来は北海道教育委員会社会教育主事が担当していたファシリテーターを平成23年度から各管内主事会の会員（管内主事会のうち7か所から1名ずつ）が担当することにしてしたが，平成24年度は全ての管内主事会から1名ずつを選出し，2名1組でファシリテーターを担当することにした。さらに，平成23年度までは研究テーマに基づく机上ごとのテーマも設定していたが，平成24年度は会場ごとのテーマを設定せず各会場の判断でワークショップを展開していく形式になった。

#### ② 広報活動

道主事会では，「要覧」と機関誌「拓北」を毎年度1回発行しており，平成23年度からはデータのみで会員等へ配布している。「拓北」は，各管内主事会（道教委主事会を含む）の当該年度の活動報告で構成されている。



＜写真 1＞平成 24 年度実践事例研  
事例発表の様子



＜写真 2＞平成 24 年度実践事例研  
ワークショップの様子

#### （４）成果と課題

各市町村の社会教育主事にとって必要な研修機会を十分に確保するという意味でも、道主事会の存在意義は大きい。市町村レベルや管内レベルの研修もあるが元々社会教育主事の研修機会が少ないこともあり、全道規模の任意団体が存在しているからこそ特にファシリテート能力の養成などを可能とするこれまでのような研修を実施することができたと考えられる。一方、財政面や職員体制の面で一人の職員が年間をとおして研修に参加することが難しくなっており、各市町村内で分担して参加せざるを得ない状況への対応が求められる。

各会員に社会教育主事としての使命感があれば道主事会の必要性も明確になり今後も道主事会が継続的に運営されていくと思われるが、社会教育主事の減少に伴い会員も減少している中で誰がキーマンとして動いていくのかということ考えた場合に、道主事会及び管内主事会の運営へ関わるのが困難な市町村も出てきている。例えば、管内主事会の役員を持ち回りで決めていく場合に順番が回ってきて負担に耐えきれないことを理由に管内主事会を脱退しようとする市町村もある。一方、そのような場合を想定して、会員の幅を広げたり各市町村へ積極的に働きかけていこうとしたりする管内主事会もある。今後は、市町村による違いもふまえながら、社会教育主事に限らず現場で動いている職員を道主事会がどのように支援していくかという課題へこれまで以上に取り組まなければならない。

訪 問 日	平成 24 年 9 月 27 日		
対 応 者	北海道社会教育主事会協議会会長（北海道小平町教育委員会社会教育係長・社会教育主事） 金子 超		
訪 問 者	社会教育実践研究センター社会教育調査官	濱中 昌志	
	社会教育実践研究センター研究補助者	松橋 義樹	